

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認九州地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、国民年金第 3 号被保険者期間であったが重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から 53 年 8 月まで  
② 昭和 61 年 4 月から同年 12 月まで

私は、昭和 49 年 4 月に結婚し、私の元夫の実家がある A 町に居住していたが、結婚後数か月たった頃から集金に来ていた婦人会の班長を通じ、区費や水道料金と一緒に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①の納付記録が無いので記録を訂正してほしい。

また、申立期間②については、昭和 61 年 4 月から国民年金第 3 号被保険者期間とされているが、62 年 1 月に厚生年金保険に加入するまで納付組織の集金により保険料を納付していたと思うので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間②について、9 か月と短期間であるとともに、申立期間②の直前までの国民年金保険料は納付済みである。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者期間のうち昭和 58 年 10 月 1 日以降の期間については、当初、強制加入被保険者（昭和 61 年 4 月以降の期間においては国民年金第 1 号被保険者）と記録されていたことが確認できるところ、i) 申立人の元夫が 61 年 1 月 13 日付けで厚生年金保険に加入したことによる強制加入被保険者から任意加入被保険者への変更が、同日に遡って同年 10 月 17 日に処理されていること、ii) 国民年金第 3 号被保険者資格の取得に係る処理は、61 年 4 月 1 日を資格取得日として同年 10 月 31 日に行われていることが確認できることなどから、申立期間②の始期において、申立人の国民年金被保険者種別は第 1 号被保険者とされていた状況がうかがえる。

これらの事情から判断すると、申立人の申立期間②に係る昭和 61 年度の納付書が作成されていた可能性が高いと考えられる上、A町は、当時の納付組織では、納付組織の支部長がそれぞれの支部の保険料を取りまとめ、納付書と一緒に金融機関で納付していた旨回答していることを踏まえると、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付組織の集金により納付した可能性を否定できない。

2 申立期間①について、申立人は、昭和 49 年 4 月に結婚後、数か月たった頃から、集金に来ていた婦人会の班長を通じ、保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立期間より後の昭和 53 年 10 月 12 日に払い出されていることが確認できる。

また、申立人に係る A町の国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和 53 年 9 月 21 日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立期間①は未加入期間であり、制度上、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、昭和 49 年 4 月以降の期間について国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、国民年金第 3 号被保険者期間で納付を要しなかった申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B事業所における資格取得日に係る記録を昭和23年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月21日から同年8月2日まで

私は、昭和13年にA社に入社し、53年12月に退職するまで継続して勤務していた。

しかしながら、A社D事業所から、同社B事業所に転勤となった頃の期間が、厚生年金保険被保険者期間とされていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録、C社が提出した職員台帳及び同社の回答から判断すると、申立人は申立期間において、A社に継続して勤務し（A社D事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の職員台帳には、申立人が昭和23年7月20日にA社B事業所に異動したことが記載されているが、同社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年7月21日となっていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和23年8月の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、当時の資料が無いため不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月30日から同年5月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、申立期間においてA社から同社の親会社であるB社へ異動した際の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びにA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元上司及び同僚二人の供述から判断すると、申立人がA社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立期間において、A社からB社に異動した複数の同僚（前述の同僚二人を含む。）が、いずれも異動先のB社において昭和47年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の

履行については、商業登記簿謄本によると、A社は既に解散しており、当時の事業主と連絡が取れず回答が得られないものの、事業主が昭和47年5月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年8月1日まで

私は、昭和47年2月にC社に入社した後、会社組織の再編に伴って、A社に転籍し、同年9月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社からの回答から判断すると、申立人がC社及びA社に継続して勤務し（昭和47年7月1日に、C社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、D厚生年金基金における申立人の資格取得日が社会保険事務所の記録と一致する昭和47年8月1日となっており、社会保険事務所及び同厚生年金基金の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 九州（大分）国民年金 事案 2701

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から53年12月まで  
年金事務所に厚生年金保険の老齢年金を請求した際、国民年金保険料を一度も納付していない記録になっていることが分かった。国民年金の加入手続及び保険料の納付は全て母に任せており、申立期間が納付済期間とされていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の国民年金被保険者の資格取得日及びその処理日から、申立期間より後の昭和61年4月以降に払い出されていることが推認でき、この頃国民年金に加入したと考えられるが、その時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立期間において、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿からは、申立人の申立期間に係る被保険者記録が確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間に係る保険料の納付書が発行されることは無く、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の母親は既に死亡していることから、当該加入手続及び保険料納付の状況について具体的な供述を得ることができない。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（大分）厚生年金 事案 4851（大分厚生年金事案 1171 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 7 月 14 日から同年 10 月 12 日まで  
② 昭和 19 年 10 月 13 日から同年 12 月 13 日まで  
③ 昭和 20 年 4 月 1 日から同年 5 月 11 日まで  
④ 昭和 20 年 5 月 12 日から同年 10 月 24 日まで  
⑤ 昭和 20 年 10 月 25 日から 21 年 1 月 22 日まで  
⑥ 昭和 21 年 1 月 23 日から同年 2 月 20 日まで  
⑦ 昭和 21 年 2 月 21 日から 23 年 3 月 1 日まで

申立期間に係る A 社（前回の申立て時は、B 社 C 事業所であり、現在は、D 社 C 事業所）の船員保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、私は脱退手当金を請求した記憶は無く、受給もしていないので、年金記録確認第三者委員会に脱退手当金の支給済記録の訂正を申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

今回、E 社 C 事業所（A 社の一部門を引き継いだ事業所）の設立日が、昭和 25 年 4 月 1 日であることが分かった。国の記録では、申立期間より後の 24 年 3 月 25 日から同年 8 月 31 日までの期間について、E 社 C 事業所における厚生年金保険被保険者期間とされているが、当該期間については、同社が設立される前の期間であるため、A 社に船員として継続して勤務していたことになり、23 年 3 月 1 日に退職したとして脱退手当金を受給したとは考え難いので、再度調査の上、申立期間の脱退手当金の支給済記録を訂正してほしい。

また、脱退手当金の支給対象期間のうち、昭和 21 年 2 月 21 日から 23 年 3 月 1 日までの期間は 25 か月であるが、13 か月として計算されていたため、申立期間の脱退手当金の支給額に誤りがあったとして、平成 24 年 5 月 24 日にその差額 222 円が厚生労働大臣から支給されたが、当該 12 か月は

厚生年金保険の年金額の基礎となる被保険者期間に算入されるようにしてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に係る船員保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)に、脱退手当金の支給記録及びその支給額の算出事跡が記載されていること、ii) 昭和24年度の厚生保険特別会計歳出(船員勘定)の国庫金送金に係る金額氏名表に、旧台帳に記載されている脱退手当金と同額を金融機関に送金したことが記載されていること、iii) 申立期間に係る脱退手当金は厚生年金保険法及び船員保険交渉法の制定前の昭和24年2月26日に支給決定されており、申立期間における最終船舶所有者に係る船員保険被保険者資格を喪失した後、船員保険への加入歴が無い申立人が当該脱退手当金を受給することに不自然さはないこと、iv) 年金記録確認第三者委員会は、脱退手当金が支給されたか否かを踏まえて脱退手当金の支給記録の訂正の要否を判断するものであり、脱退手当金の計算の基礎に算入されなかった月数を保険給付の計算の基礎となる被保険者期間に算入させるか否かを判断することはできないことなどを理由として、既に年金記録確認大分地方第三者委員会(当時。以下「大分委員会」という。)の決定に基づき平成24年4月6日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人のE社C事業所における昭和24年3月25日から同年8月31日までの厚生年金保険被保険者期間は、同社の設立日(25年4月1日)より前の期間であるので、申立期間と同様にA社における被保険者期間であり、同社に船員として継続して勤務していたことになり、23年3月1日に退職したとして脱退手当金を受給したとは考え難いとして、再申立てを行っている。

しかしながら、前回の申立て時にB社C事業所が提出した回答及び申立人が提出したC事業所の社史(平成13年11月18日、B社C事業所発行)の写しにより、E社C事業所が昭和25年4月1日に設立されたことは確認できるものの、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人は、24年3月25日にA社C事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、E社C事業所の設立年月日が25年4月1日であることをもって、申立期間後も継続してA社の船員保険被保険者期間であったとは考え難い。

また、D社C事業所は、申立人がA社C事業所に在籍し、勤務を行った事実に関する記録は保管していないと回答しており、申立人の前述の厚生年金

保険被保険者期間に係る勤務状況は不明である。

さらに、A社の船舶部門の後継事業所であるF社が保管する申立人に係る船員保険被保険者票において、昭和21年11月1日からは「傷病員」、22年9月1日からは「予備」、23年1月1日からは「傷病」と記載されている上、「23-3-1 退職」、「3-1 喪失」、「やむを得ない事由による脱退手当金 23. 6. 24」、「23. 7. 7 脱手スミ」との記載が確認できる。

このほかに大分委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 九州（大分）厚生年金 事案 4852

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 31 日から 48 年 1 月 1 日まで

私は、A社B事業所に昭和 44 年 4 月 10 日から 47 年 12 月 31 日まで継続して勤務し、同社を退職後、C社に勤務し、その後D事業所に勤務したと記憶している。

しかしながら、申立期間におけるA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間が確認できないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立人のA社B事業所における離職日は昭和 45 年 12 月 30 日であることが確認でき、当該記録は、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）における厚生年金保険被保険者記録と符合する上、同社に係る被保険者原票から同被保険者記録が確認できる複数の同僚に聴取しても、申立人が当該期間に同社に勤務していた旨の供述を得ることはできない。

また、申立人は、申立期間はA社B事業所に勤務し、その後、C社及びD事業所に勤務したと主張しているところ、申立期間中に両事業所に係る雇用保険の被保険者記録がそれぞれ確認でき、当該記録は、申立人のC社及びD事業所に係る厚生年金保険被保険者記録と符合している上、申立人は、2か所の事業所に同時に勤務したことは無いと供述していることを踏まえると、申立人が申立事業所に継続して勤務していたとは考え難い。

さらに、A社B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主へは連絡が取れないことから、事業主の妻（当時の役員）に照会したが、申立期間当時の資料は保管していないと供述しており、申立

期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月頃から同年11月頃まで  
② 昭和32年8月頃から35年6月1日まで

申立期間①については、A社（現在は、B社）に勤務しており、申立期間②については、C社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社は、「資料が無いため、申立人の在籍は確認できない。」と回答しており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる14人の同僚に照会を行ったところ、回答があった11人全員が、「申立人のことは憶<sup>おぼ</sup>えていない。」と供述しているため、申立人が、A社に勤務していたことを推認することができない。

また、前述の被保険者名簿では、申立期間①において申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間①における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、オンライン記録等によればC社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、

申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間②に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 15 人の同僚に照会を行ったところ、回答があった 10 人全員が、「申立人のことは憶<sup>おぼ</sup>えていない。」と供述しているため、申立人が、同社に勤務していたことを推認することができない。

また、申立期間②当時、申立事業所において社会保険事務を担当していたとする者は、「当時、社会保険に加入していたのは事務職の社員と、現場で長期間勤務し、会社が指名した者だけであった。現場の従業員は、ほとんどが社会保険には加入していなかった。」と供述しており、当時、申立事業所では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立期間②において申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間②における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 8 月頃から平成 5 年 1 月 1 日まで  
② 平成 5 年 4 月 2 日から 7 年 4 月 1 日まで  
③ 平成 11 年 4 月 6 日から 13 年 12 月頃まで

私は、A社に昭和 61 年 8 月頃に入社して、B職として各支店を異動し、平成 13 年 12 月頃に退職するまで継続して勤務した。年金事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間①、②及び③について記録が無いことが分かった。同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、C金融機関D支店が提出した取引明細及びE金融機関F支店が提出した預金異動明細表により、A社からの給与振込が確認できることから、申立人が申立期間①から③までの期間の一部について、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在が不明のため、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等を得ることができず、申立人の申立期間①、②及び③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人の申立事業所における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、オンライン記録から、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、厚生年金保険の加入については支店により加入基準が異なっていたと供述していることから、同社においては必ずしも従業員の

勤務期間の全てについて、厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人の供述及びE金融機関F支店が提出した前述の明細表により、申立期間②の大部分について、申立人は申立事業所とは別の事業所に勤務していた状況がうかがえる。

加えて、申立期間②及び③については、オンライン記録では、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成5年4月2日及び11年4月6日と記録されており、オンライン記録において、当該資格の喪失日から間もない5年5月12日及び11年4月22日に健康保険被保険者証が回収されたことを示す記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 九州（福岡）厚生年金 事案 4855

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 37 年 10 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。  
申立期間においてもA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が提出した勤務場所において申立期間当時に撮影したとする写真及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、勤務の始期は特定できないものの、申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得したと記録されている昭和 37 年 10 月 1 日以前から勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在が不明のため、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況、事業主による厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、i) A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚のうち3人は、自身の厚生年金保険の資格取得日より2年前あるいは3年前から同社に勤務していたと供述していること、ii) 前述の同僚が、同社に勤務していたとして姓名を挙げた3人については、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないこと、iii) 昭和 37 年 10 月 1 日に同資格を取得している者は 27 人（申立人を含

む。) 確認できるところ、同日以前に同資格を取得している複数の同僚は、「在職中に、20 人以上の従業員が同時に入社してきたことは無かった。」と供述していることなどから、申立期間当時、当該事業所では、従業員の勤務期間の全てについて厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 37 年 10 月 1 日と記録されていることが確認でき、オンライン記録と一致している上、遡って訂正されるなど不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（長崎）厚生年金 事案 4856（長崎厚生年金事案 116、1056、1268 及び 1301  
の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 17 日から 40 年 4 月 11 日まで

私は、A社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給された記録となっていることに納得できないことから、年金記録確認長崎地方第三者委員会（当時。以下「長崎委員会」という。）に対し、これまで申立てを4回行ったが、年金記録の訂正は認められなかった。

しかし、私は、脱退手当金について、請求も受給も行っていないので、A社の現在の担当者及び元同僚に再度聞き取りをした上、申立期間について、脱退手当金支給の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

初回の申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に係るA社の人事記録上の退職金と脱退手当金の合計額が、申立人の記憶する退職金の金額と近似することから、申立人が退職金として受け取った金額の中に脱退手当金相当額が含まれていた可能性が否定できないこと、ii) 申立期間の脱退手当金について、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和40年7月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどを理由として、既に長崎委員会の決定に基づき、平成20年11月27日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後申立人は、「退職金の中に脱退手当金相当額は含まれておらず、脱退手当金が支給決定されたとする時期はB市に住んでいなかったため、脱退手当金を受領することができなかった。」と主張して再申立てを行っているが、i) A社の回答及び申立人と同時期に当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同僚の脱退手当金の受給状況から、事業主は代理請求を行っていたとは考え難いものの、脱退手当金の受給申請を行うための書

類作成を行っていたものと推認でき、申立人が脱退手当金の請求を行っていたことが否定できないこと、ii) 当該事業所を管轄する年金事務所の回答から、申立期間当時、脱退手当金の支払については、隔地払いを行っていた可能性が有り、申立人が脱退手当金の支給決定日にB市に居住していなかったとしても、脱退手当金を受給することができたものと推認できることなどを理由として、既に長崎委員会の決定に基づき、平成23年7月14日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立人は、「脱退手当金の請求に関する行為は一切行っていない上、脱退手当金を隔地払いの方法でも受給していない。」と主張して3回目の申立てを行っているところ、i) 申立人と同時期にA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した複数の者の脱退手当金の受給状況及び供述から、当該事業所において脱退手当金の受給手続が行われた可能性を否定できないこと、ii) 申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失日から3年以内に脱退手当金の支給決定が行われている同僚4人に係る脱退手当金裁定請求書の写しには隔地払いが行われた表示があることから、申立人の脱退手当金についても、隔地払いにより支給された可能性を否定できず、当該4人の裁定請求書の写し及び同請求書に添付されている書類の写しの筆跡等に同一性が認められることから、当該事業所が従業員に係る裁定請求書を作成していた状況がうかがえることなどを理由として、既に長崎委員会の決定に基づき、平成24年1月13日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、「A社に確認したところ、脱退手当金の代理請求は行っていない旨の回答を受けた。」として、4回目の申立てを行っているところ、i) A社は、申立期間当時、少なくとも従業員に係る脱退手当金の受給申請を行うための書類作成を行っていたことを認めており、改めて確認しても、当時の事務の取扱いについては、長崎委員会の認識と一致していること、ii) 申立人が当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した当時、脱退手当金を受給するのが一般的とも取れる慣習が当該事業所内にあったと考えられることなどを理由として、既に長崎委員会の決定に基づき、平成24年6月28日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料や事情などは無いものの、「過去の申立てに対する長崎委員会の決定に納得できない。再度、A社の現在の担当者及び元同僚に確認してほしい。」として、5回目の申立てを行っている。

しかしながら、A社の人事部担当者及び元同僚に再度聞き取りを行ったものの、これまでの申立人の脱退手当金の申立てに関する供述に以前と異なる点や新たな供述は無く、ほかに長崎委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険又は船員保険の被保険者として厚生年金保険料又は船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年春頃から 34 年夏頃又は秋頃まで

私は、昭和 30 年春頃にA社に入社し、32 年頃まで同社の敷地内に住み込み、B職としてC業務を行いながらD業務の手伝い等の雑務も担当していた。

また、昭和 32 年にE資格を取得した後は、A社が所有する、18 トン未満であったと記憶するF船舶やG船舶などの船舶にH職として乗り組んでいた。

A社において勤務した約4年間について、厚生年金保険又は船員保険のいずれかに加入していたはずなので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 30 年春頃から 32 年頃までの期間について、申立人はA社においてB職としてC業務などに従事した旨申し立てしているところ、申立人が提出した写真並びに健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び船員保険被保険者名簿により、同社に係る厚生年金保険及び船員保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社においてB職として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「私の職種は、I職であった。」などと供述している上、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる別の複数の同僚について照会したところ、「申立人と同職種ではなかった。」などと供述しており、当該被保険者名簿には申

立人の職種であるB職又はC職に該当する者は見当たらず、申立期間当時、同社におけるB職又はC職に係る厚生年金保険の加入の取扱いが確認できない。

また、申立人は、自身の後任としてC職となった者の姓名を挙げているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、当該者に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

2 申立期間のうち、昭和32年頃から34年夏頃又は秋頃までの期間について、申立人はA社が所有するF船舶やG船舶などの船舶にH職として乗り組んでいた旨申し立てしているところ、同社が所有する船舶等に係る申立人の具体的な記憶及び船員保険被保険者名簿により同社に係る船員保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社の所有する船舶に乗り組んでいたことが推認できる。

一方、申立人は、「A社に雇用された期間においては、乗り組んだ船舶が18トン未満であったため、船員手帳は発行してもらえなかった。」と供述していることから、申立人が船員として乗り組んだとする船舶（F船舶及びG船舶）について国土交通省J運輸局に確認したところ、同局は、日本船名録には船舶法により船舶原簿に登録されている総トン数20トン以上の船舶が掲載されているが、申立人が乗り組んでいたとする船舶は、申立期間を含む昭和30年度から32年度まで及び34年度の分（昭和33年度分は保管されていない。）には掲載されていない旨回答している。

また、当時の船員保険法第17条の規定において、船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者は船員保険の被保険者とする旨定められているが、当時の船員法第1条第2項第3号の規定において、総トン数30トン未満の漁船は船員の乗り組む船舶から除外される（総トン数30トン未満の漁船に乗り組む船員は、船員保険の被保険者の対象とはならない。）旨規定されている。

さらに、船員保険被保険者名簿により、A社に係る船員保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、自身が乗り組んだ船舶として、K船舶、L船舶又はM船舶であったと供述しているところ、当該船舶については、いずれも前述の日本船名録に掲載された船舶であることが確認できる。一方、当該同僚のうち一人が、同社の事業主が保有する小型の船舶（申立人が乗り組んだ船舶と同一かどうかは不明）に乗り組んでいた者として姓及び生まれ年を挙げている同僚について、同社に係る船員保険被保険者名簿を確認しても、これに該当する者の船員保険の被保険者記録は確認できない。



3 申立人は、申立期間当時に同僚と撮影したとする写真を提出し、申立期間においてA社に勤務していたことから、厚生年金保険又は船員保険のいずれかに加入していた旨申し立てているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び船員保険被保険者名簿により、同社に係る厚生年金保険及び船員保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に申立人が提出した写真に掲載されている9人（申立人を除く。）について確認したところ、4人については姓名が特定できたものの、そのうち1人は同社に係る厚生年金保険及び船員保険の被保険者記録のいずれも確認できない。

また、A社は、既に厚生年金保険及び船員保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及び当時の社会保険事務担当者も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除をうかがわせる関連資料を得ることはできない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び船員保険被保険者名簿を確認しても、申立人に係る被保険者記録は見当たらず、整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、A社に係る船員保険被保険者名簿により確認できる者のうち、一人について「N事業所」（A社と同一所在地）という名称の事業所において船員保険の被保険者記録が確認できたことから、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び船員保険被保険者名簿を確認したが、申立人に係る被保険者記録は見当たらず、整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料又は船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険又は船員保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料又は船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。